

第1章総則

(商号)

第1条当社は、株式会社Ridilover と称する。

2 前項の商号はローマ字ではRIDILOVER KABUSHIKIGAISHA
英文ではRIDILOVER INC. と表示する。

第2条当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) スタディツアー・修学旅行事業
- (2) 社会問題を扱うウェブメディア事業
- (3) 地域のコミュニティ管理の事業
- (4) 社会問題に関する教育・研修の事業
- (5) 旅行業
- (6) 職業紹介事業
- (7) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条当社は、本店を東京都文京区に置く。

(公告の方法)

第4条当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条当社は、株主総会、取締役を置く。

第2章株式

(発行可能株式総数)

第6条当社の発行可能株式総数は、2327株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなけれ

ばならない。

(株券の不発行)

第8条当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第13条当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議

決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章株主総会

(株主総会決議事項)

第14条株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第15条定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第16条株主総会を招集するには、株主総会の日3日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第17条株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第18条株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第19条取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章取締役

(員数)

第22条当会社の取締役は、7名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第23条当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第24条取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(社長及び代表取締役)

第25条取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

第5章計算

(事業年度)

第26条当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第27条当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第28条剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上、本書面が株式会社Ridiloverの現行定款であることを証するため、代表取締役安部敏樹が、記名押印する。

平成30年11月1日


代表取締役 安部敏樹



履歴事項全部証明書

東京都文京区本郷三丁目9番1号井口ビル2階
株式会社R i d i l o v e r

会社法人等番号	0133-01-033565	
商号	株式会社R i d i l o v e r	
本店	東京都文京区本郷三丁目9番1号井口ビル2階	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成25年3月28日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>スタディツアー・修学旅行事業</u> 2 <u>社会問題を扱うウェブメディア事業</u> 3 <u>地域のコミュニティ管理の事業</u> 4 <u>社会問題に関する教育・研修の事業</u> 5 <u>旅行業</u> 6 <u>前各号に附帯又は関連する一切の事業</u> 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>スタディツアー・修学旅行事業</u> 2 <u>社会問題を扱うウェブメディア事業</u> 3 <u>地域のコミュニティ管理の事業</u> 4 <u>社会問題に関する教育・研修の事業</u> 5 <u>旅行業</u> 6 <u>職業紹介事業</u> 7 <u>前各号に附帯または関連する一切の事業</u> <p style="text-align: right;">平成30年 8月 1日変更 平成30年 8月21日登記</p>	
発行可能株式総数	8777株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>927株</u>	
	発行済株式の総数 <u>2127株</u>	平成30年 6月11日変更 ----- 平成30年 6月15日登記
	発行済株式の総数 <u>2327株</u>	平成30年 8月16日変更 ----- 平成30年 8月20日登記
資本金の額	<u>金927万円</u>	

	金2127万円	平成30年 6月11日変更 平成30年 6月15日登記
	金2327万円	平成30年 8月16日変更 平成30年 8月20日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 安部敏樹	
	 代表取締役 安部敏樹	平成29年12月22日住所移転 平成30年 5月14日登記
登記記録に関する事項	平成27年12月4日東京都豊島区上池袋一丁目17番17号関ビル201号から本店移転 平成27年12月21日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 元年 7月29日

東京法務局
登記官

羽石研造



🔍 プライバシーポリシー

トップページ (../) ▶ プライバシーポリシー

1. 基本的な考え方

弊社は、団体の活動を通じて取得した個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に管理、運用するために「個人情報保護に関するポリシー」を以下のように定めています。

2. 提供を受ける個人情報の範囲

弊社は、利用目的を達成するために必要な範囲で、氏名、住所、電話・FAX番号等の連絡先、性別、生年月日、職業、メールアドレス、その他入金処理・クレジットカード決済等の情報のご提供をお願いすることがあります。

3. 個人情報の利用目的

弊社は、ご支援いただいた各支援事業や弊社の活動の報告、およびこれらの活動に関する情報の提供や支援のお願い等、弊社の活動のために必要な範囲においてのみ個人情報を利用します。

具体的には、次のような目的で個人情報を利用します。

1. スタディツアー開催状況や弊社の活動をお伝えし、修学旅行ファシリテーターや緊急支援等へのご協力をお願いするため。
2. メールマガジン、アンケート、活動報告書や領収書をお届けするため。
3. 弊社または、ツアー参加者、協力団体からの手紙や社会課題の現場からの情報をお届けしたり、商品を送付したりするため。
4. 弊社が主催または関係するイベントや宿泊旅行についてお知らせするため。
5. その他、何らかの理由で皆さまと連絡する必要が生じた場合のため。
6. お客様が簡単にデータを入力できるようにするために、弊社に登録されている情報を入力画面に表示させたり、お客様のご指示に基づいて他のサービスなど（提携先が提供するものも含みます）に転送したりするため。
7. 弊社の活動にボランティアとしてご参加頂くことの依頼、参加して頂いた場合の具体的な依頼の内容等を郵便、電話、電子メール等の方法によりお知らせするため。

4. 個人情報の取扱いの委託

弊社は、以下の場合等について、個人情報の取扱いの一部業務を第三者に委託することがあります。業務を委託する場合には、弊社は、受託業者に個人情報の漏洩等がないよう管理責任を義務付け、受託業者に対する必要かつ適切な監督を行います。

1. 支援金等の入金処理、またはクレジットカード等の決済のために金融機関に必要な個人情報を提供する場合。
2. 支援活動の報告等の発送を業者に委託する場合。

5. 個人情報の第三者提供

弊社は、以下の場合を除き、個人情報を第三者へ提供いたしません。

1. ご本人の同意がある場合。
2. 法令に基づく場合。
3. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき。
4. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき。
5. 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

6. 個人情報の安全管理措置

弊社は、保有する個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために、管理責任者を置き、必要かつ適切な措置を講じます。

7. 個人情報の開示・訂正等

弊社は、ご本人が個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止等を希望された場合には、個人情報保護に関する法令等に従い、すみやかに対応いたします。

8. 管理体制と改善

弊社は、個人情報の保護に関する諸法令を遵守し、本ポリシーならびに弊社における取り組みについて職員に周知徹底します。また、必要に応じ本ポリシー等の見直しならびに改善を行います。

9. 「Cookie」情報の取り扱いに関して

当団体のウェブサイトでは、マーケティングデータとして利用するために、「Cookie」を使用することがあります。Cookieとは、Webサーバーによって、皆さまご使用のコンピューターのハードディスクに記録される情報で、テキストファイルとして保存されます。Cookieにより、ウェブサイト訪問者のコンピューターを識別することが出来るようになりますが、名前、住所、電話番号、メールアドレス等、個人を特定できる情報を取得することは一切ありません。また、Cookieは皆さまのブラウザの設定により、受け取りを拒否することができます。なお、当団体は、広告の配信を委託する第三者への委託に基づき、第三者を経由して、Cookie情報を保存し、統計データとして参照する場合があります。

10. 個人情報保護に関するポリシーの変更

本ポリシーの内容は、お客様に通知することなく、変更することができるものとします。弊社が別途定める場合を除いて、変更後の「個人情報保護に関するポリシー」は、本ウェブサイトに掲載したときから効力を生じるものとします。

個人情報保護に関するお問い合わせ

本ポリシーに関しましては、下記までお問合せください。

一般社団法人リディラバ/株式会社Ridilover

info@ridilover.jp

株式会社Ridilover / 一般社団法人リディラバ

- ▶ 理念 (../philosophy/) ▶ 団体概要 (../outline/) ▶ 事業概要 (../service/)
- ▶ 自治体の方へ (local_government.html) ▶ 採用情報 (../recruit/)
- ▶ プライバシーポリシー (../) ▶ 特定商取引法に基づく表記 (../tokusho/)
- ▶ お問い合わせ (../contact/)



Copyright ©2015 Ridilover Inc. / Ridilover Incorporated Association

非開示理由

■ 賃金規規定

■ 事業報告書

< 対外非開示としているため非開示 >